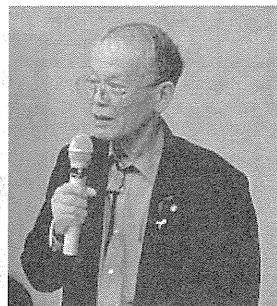


(資料⑥) 日本の里親支援機関・里親支援専門相談員に関する講演会 記録
演題：「鳥取こども学園の取り組みと社会的養護の課題と将来像」

講師： 鳥取こども学園長 藤野 興一 氏

日時：平成 25 年 10 月 30 日（水）13：00～14：30

会場：東京大学 伊藤国際学術研究センター



司会（平田美智子）：それでは、午後の講演に入りたいと思います。鳥取こども学園長の藤野興一先生による講演「鳥取こども学園の取り組みと社会的養護の課題と将来像」をお聴きいただきたいと思います。

藤野先生は、皆さまご存じのとおり、鳥取こども学園の学園長で、同時に、全国児童養護施設協議会の会長でもいらっしゃいます。先生は、実践と併せていろいろな政策提言もされており、国の「社会的養護の課題と将来像」委員会の委員を務められ、現在行われている家庭養護や社会的養護をどのように進めていくかということを提言され、ご自身の施設などで実践をされていらっしゃいます。また、先生ご自身も里親さんということで、私たち里親を支援あるいは研究している者たちにとっては心強い限りです。今日は先生に質問の時間も取っていただきますので、是非質問を出して下さい。それでは、藤野先生のお話を聞きたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

藤野： ただ今ご紹介いただきました、鳥取こども学園の藤野と申します。皆さんには、具体的に里親支援専門相談員（「相談員」と略）がどんなことをしているかとか、それから里親支援機関事業、相談員の具体的な活動のイメージがつかめていただけたらありがたいと思います。

【「社会的養護の課題と将来像」の背景：日本の子どもたちは今】

先ほどパトリックさんが、「制度じゃない、結果なのだ」と言われましたけれども、制度についてはレジュメに書きましたが、「社会的養護の課題と将来像」というのが平成 23 年（2011 年）に出ました。イギリスとかオーストラリアはほとんどが里親になっていますが、日本の場合は 10 パーセントぐらいです。しかも、パトリックさんが最後に言われましたけれど、イギリスの人口比と社会的養護の関係ですが、日本は人口が 1 億 2000 万人で要保護児童は 40000 人位ですから、日本は圧倒的に社会的養護につながっていない子どもが多い。イギリスなど外国の比率からいうと、日本はもっとたくさん社会的養護につながる子どもがいて当たり前です。

特に、今の日本の子どもたちの状況というのは、3 日に 1 人以上の虐待死事件が報告されています。24 年度は、6 万 6807 件という速報値で、これは虐待と認定してかかわった

ケースがそれだけあるわけで、虐待通告はもっとあるのです。それから、平成16年から、第一義的な窓口が市町村になり、大体7万件ぐらいの虐待通告が報告されていると思います。ダブっている部分がありますので、単純に足すっていうことではないのですけれども、虐待の問題というのは本当に、すさまじい状況だと思います。

【増加する虐待の問題】

そういう中で、とにかく毎日のように虐待死の問題が報道されています。和歌山の事件でも、乳児院から退所した子どもが亡くなりました。広島でも同じような事件がありました。退所後6ヶ月間ぐらいは、とにかく危険な時期で、厚生労働省のガイドラインでも、最も危険な時期である6ヶ月間をきちんとフォローすべきだというふうに言っています。児童相談所は虐待通告があれば48時間以内に安全確認をするということになっています。例えば、鳥取県では、「24時間以内に安全確認をする」と言っています。けれども、実際に安全確認をしようと思ったら、1人では絶対行きません。出動するのは必ず2人以上で行くわけですね。調査をして、その後アセスメントをして、実際にどうなったというような方針まで出すわけですね。ですから、児童相談所はもう手一杯ですよ。ほかの業務はできないと思います。

【「要保護児童地域対策協議会」が鍵】

「要保護児童地域対策協議会」（「要対協」と略）というのが、市町村に義務付けられて、「要対協」って言われていますけれども、その「要対協」の活動っていうのが、今後の鍵を握っているのではないかと思っているのです。実際、「要対協」というのは、今全市町村に義務付けられていますが、実体化されてないのです。代表者の人が連絡会を年に2回ほどやって、それで「要対協」ができています、というところがかなり多い。それと、実務者会議という形で実際にかかわる方たちが、ケース管理とかきちんとやっている所が少ないですね。

問題なのは、関係者会議とかでいわれる部分だと思うのです。要するに、地域で放置できない、支援が必要な子どもがいれば、その子にかかわる機関、例えば保育所に通っていれば保育園の先生とか小学校・中学校の先生、あるいは場合によっては警察だとかですね、いろんな関係者がその子どもの最善の利益というか、その子どもをどうしたら支援できるかということを丁寧に協議する。そういうことを児童相談所や市町村という公的な機関だけに任していてよい時代ではないのです。

【虐待され、放置される子どもたち】

先ほどパトリックさんが最後に言われたように、日本は人口に比べて、放置されている子どもがおり、すさまじい勢いです。これから日本の国はどうなるのだろう、という状況だと思っています。「日本の子どもたちは今」ということですが、虐待の問題は本当に深刻

です。3日に一人の虐待死が報道されている。実際これは、例えば里親さんの所で虐待が起こって、里親さんが殺してしまったという事件もありますね。施設で殺してしまったっていうのは、昔岡山で子ども同士の暴力で亡くなった7歳の子どもがいましたが、裁判になりました。

いろいろな形で悲惨な事が起こっていて、虐待死の年齢で一番多いのは生後0日、また3歳以下の子どもが多いです。特に0歳の子どもが多い。例えば鳥取でも、うちの施設からそんなに遠くない所で生後0日の子どもが雪の中に放置されて、亡くなりました。裁判員裁判で、懲役6年の殺人罪が成立しました。鳥取こども学園には乳児院と児童養護施設と情緒障がい児短期治療施設とかいろんな施設があるのですけど、保育園も含めて。「何でうちにつながらなかつたのだろう」と疑問に思い、裁判を傍聴したり、市に妊娠SOSの相談窓口を作っていただいたりしました。県外からも相談は沢山来ているようです。「こうのとりのゆりかご」も熊本にあります。望まれない妊娠をした方と、不妊治療をやっておられる、子どもがほしくて仕がない方とを何とか結べないかとか、いろんなことを手探りでやっています。全国的に、出産前からの相談体制っていうのは、徐々に進んできていると思います。

【トラウマを抱える子ども】

安心と自信と自由を奪う最たるもののが虐待です。虐待を受けた子どもというのは、施設に来たら必ず、「いい子になるから迎えに来てね」って親に言うのです。どんなにひどい、客観的に見たらひどい虐待だと思っても、本人は、親にずっと叱られている僕は悪い子だからここに入れられたんだ、と思っています。それこそ虐待を受けた子どもというのは、本当に安心していられる場所がない。それから、自信がない。というのは、コンプレックスの塊のような状況で来ていますから。また自由がないというのは本当で、自分の人生を自分で選べない、トラウマを抱えていて、そこを何とかできないかと思うのです。そういう意味では、施設とか里親を含めて、社会的養護というのは、施設などにつながっているときに、きちんとした人権回復というか、人間の尊厳を回復する作業をやることが大切です。刑務所に入ったり出たりするような将来だったり、暴力や貧困の世代間連鎖を断ち切ることです。そのためには、僕はうちに来る子どもたち、あるいは社会的養護に来る子どもたちというのは、本当によくぞここまで生き延びてきたなというものを抱えていて、すさまじいハンディキャップを持っているのです。子どもの最善の利益を実現するためには、何とか体制を作る必要があると思っているのです。

【不登校や引きこもり】

不登校も1年間に12万人台と、増えています。3年間統計を取れば、すごい数になると 思います。ニートや引きこもりは70万人と言われています。でも不登校やニートの問題 というのは、児童相談所のレベルでは、ほとんど放置されていると思います。それから非

行やいじめの質的変化と書いていますが、いじめ問題も今深刻です。やっと学校の体罰だとかいういじめが問題になり出した、というふうに思っています。つまり、日本の子どもたちは今、大変な状況なのです。そういう意味で、「社会的養護の課題と将来像」の目指すものを確認したいと書きました。

【民間機関の役割】

先ほど言いましたように、公だけに任しておいたらどうしようもない、と思います。日本の場合だったら、民間の児童養護施設や乳児院が子どもを預かって育てるというだけではなく、地域でそういう活動に関わる必要があると思います。児童相談所は措置権を持っていますから、絶対関わってもらわないといけないし、児相とガッチャリ組んで、公と民間がガッチャリ組む体制を作る必要があると思っています。

非常に重要だと思うのは、児童家庭支援センター（「児家セン」と略）を施設に標準装備する。そして、その中に、里親支援専門相談員をソーシャルワーカーとして位置づける、というようなことができればいいと思っているのです。

【児家センが里親支援機関事業】

「鳥取こども学園の取り組み」ですが、1999年、児童家庭支援センター（児家センと略）を作りました。今、里親に関しては、里親支援機関事業を受託しています。里親支援機関事業の機能は、児童相談所にほとんどの機能があると思いますが、それを民間に委託してもいいというふうになったので、ぜひ委託してくださいと名乗り出て、プロポーザルを受けて、うちの施設に持ってきました。というのは、0歳でうちの乳児院に入った子どもの養子縁組里親の候補を探して下さいと児相にお願いしていましたが、0歳の子が4歳になって初めて里親さんが見つかった、ということがあったのです。何か歯噛みするような思いで、そんな例が他にもあるのです。4年間ぐらい放置されていたのが。

うちの施設の児家センが里親支援機関事業を受けて、何をやっているかと言ったら、まず里親認定前研修をやっています。それから里親の開拓のために、民生委員さんの集まりがあれば必ず行って、「里親になってください」、「里親制度はこんな風になっています、ぜひ里親になってください」などと言って回ったりします。鳥取県の地図を見て、少なくとも中学校区に一人は里親を作ろうと、そんなことをやっています。

最初に、里親さんと仲良くなるということを一生懸命やりました。全国的にもその傾向が強いのですけれども、従来は、里親さんは施設の悪口を言い、施設は里親さんの悪口を言い、大体言い合っているという状況だったのですね。鳥取でもそうでした。鳥取こども学園が里親支援機関事業を受けると言ったら、里親さんは、「お前ら、わしらまで支配しようとしとる」とか言われました。相談員にしてもそういう雰囲気があるので、里親さんと仲良くなるということから始めざるを得ないと思います。

【里親と施設がガッチャリ組んで】

「社会的養護の課題と将来像」では、里親か施設かどちらかということではなく、施設と里親とがガッチャリ組んで、社会的養護を日本の子どもたちのために進めようという路線を取ったのです。それは正しかったと思っていますし、そういうことをこれから進めたいと思っています。

この間、大阪で IFCO の世界大会がありました。120 名の外国の方と、1300 名の日本の方が参加して、近畿中心だったですけれども児童養護施設関係の方も沢山来ておられました。里親と施設の連携をテーマとして話し合われて、よかったですと思っています。最後の方で、当事者の方たちが自分たちの思いを語っておられましたけれども、そういう意味では、ここ数年でずいぶん雰囲気が変わってきたと思います。

【里親支援専門相談員の配置】

特に大きなことは、各乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員をつけた、それも措置でつけた、ということですね。補助金でなく措置でつけたというのは、大きいと思います。せっかく制度ができたのですから、全部の施設でこの相談員をつけ、子どものために有効に使ってもらいたいと思うのです。

児家センのことをお話ししますが、うちの施設では 1999 年に児家センができて、ソーシャルワーカー、セラピストなど 3 人の職員を配置しています。加えて、里親支援機関事業を児家センで受けましたから、1.5 人分加わっています。うちの施設の場合は乳児院と児童養護施設がありますから、それぞれに里親支援専門相談員を 1 名ずつ入れています。事務所は児家センの事務所を共同で使っています。うちの場合、情短施設もあって、そこには通所部門とか外来相談部門がありますから、そういう部門にもつなげています。

【里親支援専門相談員はソーシャルワーカー】

うちの施設では、一時保護所を勝手に作って、24 時間電話相談などをやっています。夜中にすぐ保護しないといけないケースがあるのです。「じゃあこれから来なさい」と言つて、来たら児相に電話して預かるとか、「後で手続きして」と一時保護にしたり、そんなことをやっています。そういう意味では、児相とけんかしているわけではないですよ。非常に仲がいいのです。

そういうことが、ソーシャルワークですよね、2 年前に始まった里親支援専門相談員というのはソーシャルワーカーなのです。里親の支援となっていますけれども、里親支援のためには里親に委託だけでなく、里親と子どもをつなぐのですよね。そのためには、要するにソーシャルワーカーであって、例えば要対協があればそこに出かけて行って、関係者会議にちゃんと出てですか、そんなことを一体になってやっています。

【里親認定前研修】

児家センでどんなことが課題になったかというと、最初里親さんは相談員を白い目で見ていました。だから、里親と仲良くなるために色々なことをやりました。今は、鳥取県の里親さんと相談員・児家センは本当に仲間同士なのです。活動報告に書いてあるように、フォーマルな事業としては、例えば認定前研修をやっていますが、施設がやると非常にいいのです。例えば、「なんで里親志望されましたか」ということから始まるのです。自己紹介をしてもらうと、実子がいなくて養子縁組を希望するとか、3.11の大震災以降は里親さんになりたいという方が増えました。僕の講義でも、「うちで今養子縁組探している子がいますから、皆さん名乗り上げてください、認定受けてやってください」と言えるのです。そんな風に認定前研修ができるので、里親さんのほうも一生懸命勉強されます。施設でその辺ができるというのは強みだと思います。里親さんの実習も、もちろんうちの施設であります。

【里親委託推進・支援事業】

里親支援機関事業で受託している事業としては、里親委託推進・支援事業などがありますが、守秘義務の問題にぶつかると思います。里親さんの名簿までもらえませんでしたから。里親支援機関事業って言ったって、「名簿もないのにどうやって里親支援するの?」という話です。結局、県ときちんと協定を結んだのです。守秘義務は当然守る、その代わり名簿だとかある程度の範囲までの情報をいただくということを、里親さんも含めていろんな会議で確認し、今ではかなりの情報を交換しています。要するに県とは、守秘義務をめぐって、きちんと情報を出しますということで、協定ができるのですね。

里親支援機関は、各種の研修事業を受けています。鳥取県里親会の事務局も里親支援機関で受けています。皆さんに知ってほしいのは、里親支援といつても、制度は複雑なのです。里親支援機関事業は、里親会もできます。それから、皆さんのような里親支援専門相談員を配置した施設は里親支援機関に認定される、ということになっています。うちが受けた全県対象の里親支援機関事業と他の里親支援機関というのが、違うみたいなのです。

里親委託推進・支援等事業では年に何回か里親委託推進会議をやるのですが、そこでは情報を交換します。施設側は、うちにこういう子どもがいます、と出します。また里親となる候補者をダッと並べて、マッチングですね。鳥取県は、お年寄りでもう受けられないという里親さん以外は、全部埋まっています。里親が足りないです。わずか人口57万の鳥取県に児相が三つあって、乳児院が二つです。それから自立援助ホームも三つあり、情緒障がい児短期治療施設一つ、それでも社会的養護を要する児童の受け皿が足りません。

【施設はこれからも足りない】

「社会的養護の課題と将来像」では、施設3分の1、グループホーム3分の1、里親が3分の1という目標数値が挙がっていましたけれども、これは施設に入所している子どもが

3分の1に減って、グループホームなどが3分の1ずつ増えるということでは決してないと思います。今の日本の子どもたちの状況から言っても、施設は足りないです。特に都市部などでは本当に足りないので、どんどん施設ができています。一時保護所にも、長期滞在の施設の待機児がいるのですね。特に思春期を迎えた子どもには、引き取り手がないです。要するに、100人ぐらいの子どもの一時保護所があって、そこが満員で、しかも何ヵ月もそこにいて、行き場がないから結局子どもを家に帰してしまって、「何をしてる」という状況です。

しかもその施設が、大舎がほとんどですから、トラウマを抱えた子どもたちとか、そういう子どもたちにとっては、非常に住みにくい場所になっています。僕は、子どもの人権が守られていないと思います。子どもの人権が守られてない状況なので、施設につながった子どもが施設内虐待みたいな状況にあるわけで、僕は、「施設はいまや、野戦病院状態です」ってずっと言い続けてきました。だから、施設の小規模化と里親委託の推進を、施設だけではなく、里親と連携してやりましょう、ということなのです。

【施設と里親が、児童福祉の拠点として】

その場合の鍵ですが、児相に任してもだめだということです。民間で、それこそ施設や里親さんが地域の児童福祉の拠点としての役割を果たすような体制が必要だと思います。例えば、鳥取の例ですが、田舎の小学校で子どもの給食とか衣食住を見ているのです。それと地域の隣保館です。その家庭はお父さんが病気で働けなくなっちゃって、お母さんが長期に入院していて、子どもが宙に浮いている。それを地域で丁寧に見ているのですが、夏休みとか冬休みになると、学校も休みで給食もなくなるし、鳥取こども学園に入れてくれ、という話があったのです。もし地域に里親さんがおられたら、何も転校せずにできるのです。それで、何とかあそこに里親作ろうと、一生懸命努力しながら、今のところはまだ入所せずに頑張っていますが、そんな例は沢山あるのです。ですから、里親さんも単に預かって育てるというだけではなく、地域のネットワークの一つとしての里親さんの機能というのがこれからは重要になると思います。

【一時保護も里親で】

一時保護所が満員だという件にしても、一時保護を個別に里親さんにお願いすればいいのです。市町村にはトワイライトステイとかショートステイ事業がありますが、母子家庭とか生保家庭だと費用がいりませんので、気軽に送り込んできます。先ほど、一時保護所を勝手に作ったと言いましたけれども、一時保護で子どもを預かると、もともとホームに入所している子どもに迷惑かかるので、勝手に作ったのです。そうしたら、ものすごくはやっていますよ。要するに市町村との関係もそういう具合にやり取りがあります。

【地域での見守り】

「要対協」は市町村の事業で、市町村が窓口を持っているのですが、「要対協」に関して鳥取県全部の調査をしました。機能がきちんとしているかというと、そうでもないですね。専属の職員がいるのが1市町村ぐらいだったですね。「要対協」の実務者会議には、うちからは児家センと乳児院とかが出ています。一時保護で預かったりするケースについては「要対協」にケース管理をするような格好で上げて、何かあれば関係者会議を開きます。鳥取の関係者会議では、シラミがわいてごみ屋敷でどうしようもないみたいな家庭の子どもについて、小学校で関係者会議を開くのです。民生委員さんなどいろいろな子に関わっている方の聞き取りをやります。長いこと見守り見守りっていうのがくせものなのです。児童相談所で支援センターの関係者会議があるのですが、そこで「これから虐待通告をしますから、よろしく」って電話するのです。24時間以内に安全確認するということになっていますから、「訪問して」と。こういう関係者会議を今までやってきて、児相も措置せざるを得ないですよね。

【全施設に里親支援専門相談員を】

里親認定をしてその里親さんが登録して動き出すまでですが、これが1年先なのです。僕は全養協の会長として、里親支援専門相談員配置は全施設で手を挙げてください、とお願いしています。ソーシャルワーカーとしてやれば、色々なことができると思います。マッチング他結構いろんな形でできます。里親サロンなんかは各施設でやっていますね。また、施設に里親さんがショッちゅういろんな形で出入りされます。それから、相談員は、ショッちゅう里親さんとこに出掛け行っています。里親委託された所には、その後のフォローをずっとやっています。日常的には、里親開拓を含め、要対協へのかかわりとか、そんなことをやっています。特に、児家センがある所は一緒にやれると思います。それから、児家センがない所は、児相と一緒にやりなさいということになっていて、児相にデスクを置くぐらいやってくださいと言っています。

【子どもの最善の利益につながる支援を】

要するに、里親支援専門相談員とか里親支援機関をどういう形でやるかっていうのは、これからなのです。それはその地域に合わせて、有効な方法でやつたらいい。でも、その場合大切なのは、苦しんでいる子どもがいるっていうことです。ですから、何とか子どもの最善の利益につなげるということでやる必要があると思います。

親、保護者とのかかわりも重要です。今、日本の児童養護施設、乳児院は、戦後の戦災孤児の時代と違って保護者がいるわけですから、保護者のケアも大切です。うちの乳児院は、保護者愛着トレーニングセンターのような役割を果たす目的で作り、子どものケアを半分、大人のケアを半分ぐらいという割合でやっています。児童養護施設でも保護者への対応っていうのは非常に苦労していますが、ぜひとも必要なですね。里親さんはその辺

が苦手で、できないって言われる。でも、相談員や施設が里親さんと連携してできると思いますので、ぜひ創意工夫を凝らして、保護者対応の体制を取っていただけたらよいと思います。里親支援専門相談員という制度ができたので、活用すればいいと思いますし、いろいろなことができると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

《質疑応答》

司会： 藤野先生、里親支援機関と里親支援専門相談員に関して具体的なお話をありがとうございます。それでは、15分ほどお時間をいただき、皆様からの質問を先生にお願いしたいと思いますけれども、いかがですか？

【地域の格差をどう埋めるか】

質問者1：地域の自治体間の差がありますが、里親支援に対してもほかの部分でも、予算であるとか、情熱であるとか、違ってきてているのですけど、この格差がどんどん開いていくような気がするのです。それで、同じ日本に生まれても、どこに生まれるかによって、子どもの命が助かつたり、そうでなかつたりすることに対し、できることはないかということですが、どう思われますか？

藤野： そういう意味では、ここでこういうことをやっています、あそこではこういうことをやっています、という情報をみんなで共有することだと思いますね。そして、なぜあそこでできてここでできないのですか、という形で問題を出していくことです。

例えば「要対協」なんかにしても、「要対協」は市町村に義務化されているわけですから、きちんとやるべきですよ。この間も広島の事件であったのですけれども、子どもが亡くなつたということで、全施設に単独で職員を1人配置しました。要するに、その施設から退所した子どものケアをちゃんとフォローしてくださいということで配置を行いました。虐待で実際子どもが死んでいます、現にすさまじい人権侵害が行われているっていうのは、猶豫にならないのです。それに対し、怒りを持ってきちんと対応するということを、本気でする必要があると思うのです。

【養対協の必要性】

藤野： 「要対協」が是非とも必要だという理由は、守秘義務の問題があり、「要対協」という冠をつけないと、何にも情報交換できませんから。要するに、この会議は「要対協」の会議ですという宣言をして、守秘義務違反をすれば50万円以下の罰金、2年以下の懲役に処せられると、それを承知でこの会に参加しています、ということを宣言した上での会でないと、施設の情報が出せません。教育委員会の「要対協」の個別会議をよくやるのですが、教育委員会からモンスター・ペアレントの対策会議みたいなのに協力してくれと行くのですが、何もしやべれません。そこで、「要対協」の会合だったら情報が出せます、と

言っているのです。だから、個別会議とかも含めて、要対協の会議であるという位置づけをきちんとするというのは大きいと思います。児童相談所とか県とかとのやり取りの場合も、守秘義務の問題を突破しなければ情報交換も何もできませんが、その辺がまずぶつかる壁だと思います。

【子どもに対する支援】

司会：いかがでしょうか。ご自分の施設と比べて聞きたいことなどありましたら、どうぞ。

質問者2：先生の資料の3ページの「里親委託促進事業」の3のところで、一番下の行に書いてあるのですけれども、「各里親宅で数時間意向を聞く。動機や切実な思い、家庭の歴史を聞くことは貴重な時間である」というふうに書いてあるのですけれど、里親支援というのは難しい子どもを預かっている里親さんのいろいろな悩みを聞くわけです。けれども、ただ里親を支援するのではなくて、子どもをどういうふうに支援するのかっていうことと一緒に考えないといけないのではないかと思うのです。先生の施設では、里親さんへの支援とともに、子どもに対してどういう支援をしているのか、お話をいただけたらと思うのですけれども。

藤野：はい。里親さんは、子どものことでものすごく悩まれるのです。「試し行動みたいなんがワッと出る時期がありますよって聞きましたが、やっぱりこれがそうですかね」と言います。この間も、「あの子は言葉遣いも悪いし、むちゃくちや」と言うのです。家庭訪問をして、いろいろな悩みや愚痴を聞きますが、特に里親家庭に行ったばかりの子どものときは行き来しながらやっているのです。

夏休みには、相談員が里親さんの子どもを預かってというか、施設で勉強を見る会をやったりしています。必要に応じて、レスパイト・ケアみたいなことは、しょっちゅうやっています。それから里親さんも、いろいろな事業をやられていくのですね。子どもをキャンプに連れて行ったり、個別のことから、行事的なことから、いろんな形でやっています。それに相談員は里親さんと相談しながら付き合っています。

【子どもに対する相談も】

質問者2：それから里親さんがちょっと大変になってしまった場合に、里親さんのレスパイトなどを施設はなさってらっしゃるのでしょうか。

藤野： 里親さんが入院するからと預かつたり、いろんな形で行き来しています。それと、うちの施設には、情短施設もあり精神科のドクターが2人常勤でいますから、医療の必要な相談内容があれば対応しています。その他の相談は、里親支援機関の職員でも十分対応していると思います。

【行事への取組】

司会： はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。もう1人。はい。

質問者3：里親支援専門相談員をやっております。先ほどのレスパイト的に宿題を見たり、キャンプをしたというお話がありましたが、私どもも今年やろうとしていたのですが、予算的なものとか、ボランティアとか必要になってきました。あと保険をどうするかとか、いろいろ議論になってだめになってしまったのです。その辺をどうやっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

藤野： 保険には入っていますね。それとか、費用の面は相談員がいますからお答えします。

竹下：鳥取こども学園で里親支援専門相談員をしております竹下です。先ほどのご質問ですけれども、まず費用面に関しては、施設のほうからすべて出しております。私ども相談員は2名おりますので、それぞれ児童養護施設のほうからと、それから乳児院のほうから、それぞれ領収書を分けまして、イベント後にそれぞれ施設のほうからの拠出ということでしております。あと保険のほうは、里親支援機関事業の「里親支援とつとり」という、同じ事務所の中で里親支援機関事業をやっている所があるので、所長は藤野でございますが、保険会社のほうに傷害保険等かけております。あと、里親会の主催でイベントをする場合には、里親会のほうで、傷害保険をかけていますし、必ずイベントの場合には、何かしらの保険をかけることにしています。

イベントをしますと、やはり里子さん同士の結び付きができまして、そのイベントごとに、何でいうのでしょうか、子ども同士の里子集団というか、つながりができる、回数を重ねることによい関係ができていているな、という印象を持っております。よろしいでしょうか。

質問者3：ボランティアのところはどうされていますか。

竹下：ボランティアですね。基本的にはボランティアの方は今のところはお願ひしておりません。里親支援機関のほうの2人の職員と相談員2名の4名体制で基本的にはイベント事は対応しております。

質問者3：キャンプの場合のボランティアはどうされていますか。

竹下：キャンプですね、お泊まりをしたりする場合には、里親会と共にすることにしておりますので、里親さんがいらっしゃらない場合もありますけれども、幼児さんの場合には、

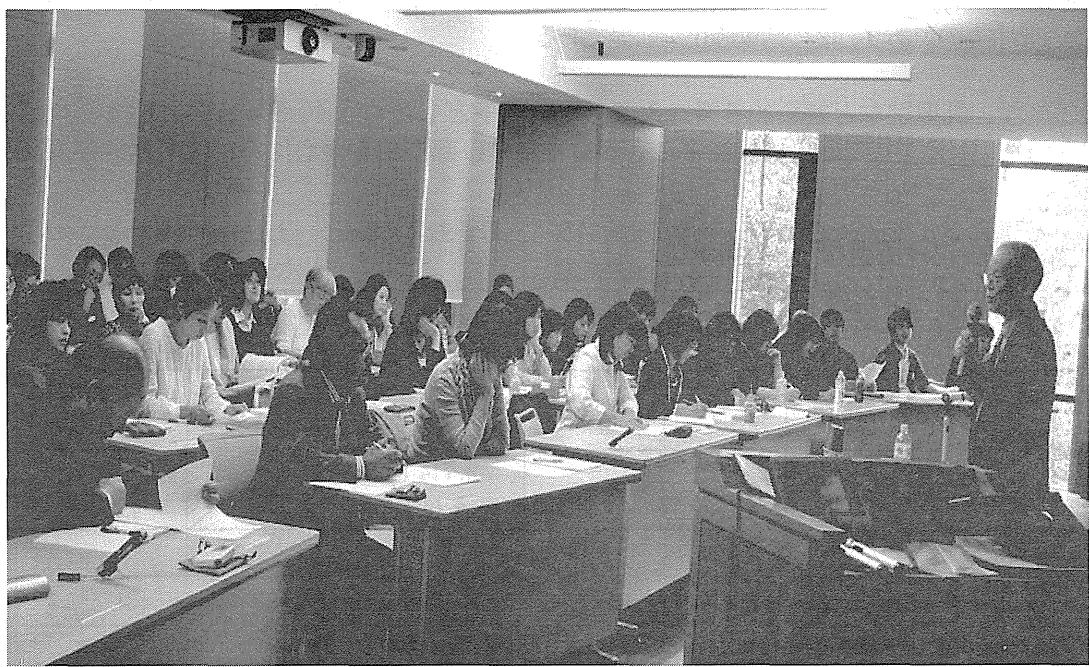
基本的に里親さんに来ていただくような形にさせていただいている。

司会：はい。ではもう一人。どうぞ。

質問者4：すみません。資料の中の、「鳥取県の里親委託の現状と特色」のところで、「積極的な推進により委託率が増えているが、不調など問題も多くなっている」と書かれているのですけれど、不調のケース等について、児童相談所や里親さんと一緒に振り返りのようなことをされたりしているのか、お聞きしたいです。

藤野： まず、不調ですが、里親さんというのはね、やっぱり、難しいケースではかなりしんどい状況もあってですね。例えばね、施設内虐待みたいなことが里親さんで起こったとすれば、そうすると一発取り消しなのです。これ、どうなのかなと思います。せめて免許停止ぐらいにできないかなと。ですから、何か起こる前に児童相談所に相談してほしいと思います。

司会：よろしいでしょうか。まだ質問はあると思いますけど、次のディスカッションの中で出していただければと思います。きょうは藤野先生、本当に貴重なお話をありがとうございました。



「鳥取こども学園の取り組みと社会的養護の課題と将来像」

鳥取こども学園長 藤野興一

はじめに

- 平成23年7月に出された「社会的養護の課題と将来像」など、一連の「改革」は、戦後遅々として動かなかつた社会的養護を要保護児童の「収容保護」から「養育、家庭的養護」の推進へ向けて大きく舵を切るものとなった。
- 施設の生活単位をより小規模化、家庭的、高機能化し、里親委託を促進し、施設が里親かではなく、施設と里親の連携強化のもとにより個別的な養護を推進する方向を鮮明にした。
- だが、「課題と将来像」は大きな第一歩ではあるが、職員配置基準の大幅改善や施設整備費の大幅アップなどの課題を先延ばししたために、多くの問題点を残したままのスタートとなり、政策誘導的な施策にもかかわらず、「笛吹けど踊ららず」状態にあり、改築した施設でさえ「人員配置が難しい」として小規模化は足踏み状態にある。
- 9月13~16日、「家庭養護の推進に向けて協働しよう！」をメインテーマとして IFCO2013 大阪世界大会が、海外からの参加者120名と国内から1,300名の関係者が集まって熱気のこもった議論を展開した。日本の施設関係者も多数参加して施設と里親の協働体制の下に「社会的養護の課題と将来像」実現への歩みを確認した。

1. 今一度、「社会的養護の課題と将来像」の目指すものを確認したい

- 「社会的養護の課題と将来像」は、戦後の大舍制施設での保護収容の枠組みから、施設で生活する子ども達の生活単位の小規模化と地域分散化・家庭的養護推進と里親制度促進による家庭的養育へと大きく舵を切るものとなった。
私たちは、「施設か里親か」ではなく、施設と里親の連携によって社会的養護全体の強化を図る路線を選択した。
- 更に、「課題と将来像」は、地域分散型グループホーム促進や里親支援専門相談員配置に見られる様に、児童養護施設や乳児院など社会的養護を地域児童福祉の拠点として、ソーシャルワーク機能強化を図ろうとするものもある。
児相や市町村窓口が虐待対応に追われ、要保護児童に十分な保護が届いていない中で、最早、公的機関だけでは如何ともしがたく、民間施設の蓄積された養育機能、ソーシャルワーク機能や市民運動等と公との連携が必要なのである。
- 施設本体3分の1、地域分散型グループホーム3分の1、里親3分の1とする数値目標が提起されている。これは、増え続ける児童虐待や発達障害児、また、現在の社会状況からして、要保護児童対策地域協議会の活動強化等により、サポートの幅が広がることによってのみ達成される。施設自体は入所児童が増えこそそれ減ることは予想できない。即ち、本体施設の規模を縮小して施設入所児童の数を3分の1にするのではなく、グループホームと里親の量的及び質的拡大を目指すものであり、②の活動強化が前提である。

2. 児童養護施設、乳児院など社会的養護に入所している子どもたちは46,594人(平成24年度統計)

で、施設はどこも満員であり、都市部を中心に待機待ち状態が深刻である。

	児童養護施設	乳児院	情短施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム	里親	ファミリーホーム
施設・里親数(H24.3月末)	589	130	38	58	263	99	登録里親数 8,726世帯	177か所
定員数	34,252	3,853	1,779	3,854	5,265世帯	656	委託里親数 3,292世帯	1,062
現員	29,399	3,000	1,286	1,525	3,714世帯 6,028人	390	委託児童数 4,295人	671
職員総数	15,575	4,088	948	1,801	1,972	372		
被虐待児	53.4%	32.3%	71.6%	65.9%	41.4%	58%	31.5%	
発達障害等	23.4%	32.3%	70.7%	35.4%	16.3%		18.0%	
身体的疾患	22.2%	28.7%	29.8%	16.1%	DV48.3%			
大舍制	50.7%	280施設	87.1%	6.9%	児童養護:平成24年度調査。 大舍:20人以上、中舍:13~19人、小舍:12人以下。			
中舍制	26.6%	147施設	0%	29.3%	自立支援:平成24年度調査。			
小舍制	40.9%	226施設	12.9%	82.8%	大舍:26人以上、中舍:16~25、小舍:15人以下			
小規模ケア	809か所				情短施設:平成24年度調査。			
地域小規模	243か所							

3. 日本の子どもたちは今

① 三日に1人以上の虐待死事件が報告されています。

- ・ (図1参照) 児童相談所における児童虐待相談件数は、平成19年度40,639件、平成20年度42,664件、平成21年度44,211件、平成22年度56,384件、平成23年度59,862件、平成24年度66,807件(虐待死99人)。
- ・ (VI-8-5図 平成15年7月～22年3月虐待死亡事例の推移 参照) 鳥取でも平成24年2月、生後0日の赤ちゃんが公園に捨てられ、35歳の女性が死体遺棄と殺人で逮捕・起訴され、懲役6年の実刑判決となった。
- ・ 鳥取県は1999～2004年までの5年間、10代の妊娠中絶率が千人当たり16.0人～21.3人と全国ワーストトップを記録、その後も全国5位以内をキープ。また、高校生、15歳以下の中学生の望まれない出産も多くなっている。
- ・ 熊本の慈恵病院の蓮田太二医師や田尻由貴子看護部長等で始められた「コウノトリの振りかご」
- ・ 愛知県で行われている胎児期からの相談体制と新生児里親委託・養子縁組運動。
- ・ 平成23年4月から、里親支援機関事業を鳥取こども学園で受けた。鳥取県でも出産前からの相談ネットワーク構築と新生児里親委託の推進などに取り組みたいと願っている。既に、鳥取市こども発達・家庭支援センターに ninshinsos@city.lg.jp のメールアドレスで 0857-20-0122 の電話番号にて出産前からの相談活動が始められた。

② 「安心」と「自信」と「自由」を奪う最たるもののが虐待です。

- ・ 児童虐待防止法の定義「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」、
- ・ 不適切な養育と虐待・親や保護者による子どもの人権侵害。特別の鬼婆やヒヒ爺が虐待しているのではない。
- ・ 子育ての社会的孤立・密室性、虐待の世代間連鎖。養育困難児。管理と強制の養育・教育。
- ・ 人権意識の啓発。お節介と言われても、早期発見早期介入。要保護児童地域対策協議会を網の目のように強化。
- ・ 長期の虐待は「反応性愛着障害」「行為障害」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」のような症状をもたらす。

③ 不登校も増え続けています。ニート・引きこもりが70万人。(抑うつ症状、リストカット、自殺)

- ・ 平成19年度小学生23,927(0.34)・中学生105,328(2.91)計129,225(1.20)、平成20年度小学生22,652(0.32)・中学生104,153(2.89)計126,805(1.18)、平成21年度小学生22,327(0.32)・中学生100,105(2.77)計122,432(1.15)、平成22年度小学生21,675(0.32)・中学生93,296(2.74)計114,971(1.14)、(23年8月4日学校基本調査速報)
- ・ 管理養育・管理教育によって「安心」と「自信」と「自由」を奪われていないか。
- ・ 子どもの丸ごとを受け入れてほしい。「受容」と「言いなり」とは違う。
- ・ 「管理」「たてまえ」→「本音」「柔らかさ」「あいまいさ」「いい加減さ」
- ・ 「登校刺激をしない」=ほっておくという誤り

④ 「非行」や「いじめ」の質的变化。

- ・ 「非行や問題行動」の背後には「虐待」がある場合が多い。
- ・ 「非行の子ども、問題の子ども」は「問題を抱えた子ども」「さみしい子ども」である。
- ・ 「いじめは昔からあった」と言われるが、悪質・長期化・バーチャル化しており、昔はかばう子がいた。
- ・ 「いじめ」は、複数の多数者が個人(少数者)を責めるという集団的行為であり、反復継続性つまりはプロセスと併せて暴力の多様性を持つ。いじめる・いじめられる関係は一方的に補完的である。喧嘩でない。
- ・ 「いじめられる子どもにも問題がある」とか被害の子どもに「強くなれ」というのは間違い。

⑤ 落ち着きのなさ等の発達障害的症状を示す子どもたち。

- ・ 「反応性愛着障害」「行為障害」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」「広汎性発達障害」「アスペルガー症候群」
器質障害と環境的要因による障害の区別がつかなくなっている

- ・ 耐性の弱い子
- ・ 「キレル」 理由の無い感情爆発による突発性の非行? 感情のコントロールができない、自己中心的、
- ・ 「何をどのように耐えているか」を知る必要がある。
- ・ こどもは自分の置かれている「ポジショニング」を確保するのに苦労している。
- ・ キーワードは「感情のコントロール」と「自己肯定感」

☆ 大人が子どもに寄り添うことが大切です。問題行動は子どものSOSのサインです。

☆ 親も子どもも孤立させないで。ありのままを受け止めることの大切さ。

⑥ 子どもと共に歴史を創る。子どもと共に「子どもの人権を柱に据えた子育て文化」の創造を。

4. 鳥取こども学園の取り組み

① 外来相談と地域児童福祉の拠点としての乳児院、児童養護施設、情短施設。

- 1999(H.11)年11月1日児童家庭支援センター開設。情短施設に付設。外来相談、24時間の電話相談、
- 2000(H.12)年3月4日NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取の結成。支援センターに事務局。一体的運用。
- 2004(H.16)年の児童虐待防止法、児童福祉法改正。相談窓口を市町村へ。要保護児童対策地域協議会。地域の様々な人たちとの連携がなければ施設は持たない。一時保護、ショートステイ、トワイライトステイ専用の「すみれホーム」設置。
- 鳥取市より、「家庭訪問事業」をNPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取で受託、事業を開始。
- 2010(H.22)年4月1日、診療所「こころの発達クリニック」開設。
- 2011(H.23)年4月1日、児童家庭支援センターとして里親支援機関事業の委託を受け、里親支援事業開始。
- 2012(H.24)年4月1日、乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員配置。
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

鳥取県の里親に係る年表

平成21年	鳥取県里親会の各部会事務局が児童相談所より里親に移管
〃	措置費請求事務が児童相談所より里親に移管
平成23年	里親支援機関業務を社会福祉法人鳥取こども学園が受託。措置に関すること以外の里親業務全般を「里親支援とっとり」が受け持つことに
平成24年	(社福) 鳥取こども学園、(社福) みその児童福祉会が里親支援専門相談員を配置
平成25年	児家セン、里親会、里親委託等推進委員会、里親支援専門相談員を置く施設、里親支援とっとりが鳥取県と里親委託推進事業実施契約を締結。これにより各機関を「里親支援拠点」と指定し、契約に基づく個人情報取扱いの取り決めにより、支援に必要な里親・里子の情報を「里親支援拠点」が共有できるようになった

② 里親支援とっとりの職員体制

職名	勤務日	職歴・経験など
所長		法人常務理事。自らも里親。
里親委託等推進員	週5日～6日	法人情短施設でセラピスト兼指導員として9年間、退所児童等アフターケア事業で相談支援員として2年間従事。
事務員兼相談員	週3日(非常勤)(サロン、訪問等では適宜出勤)	法人保育所副園長と兼務。保育所にて長年事務員として従事。学童保育、市養育支援家庭訪問事業訪問支援員、民生主任児童委員などの経験あり。

③ 受託している事業と実施状況

里親委託促進事業

- 里親委託等推進委員会の設置し年二回開催する。里親会、施設職員、児相、県担当課による推進委員会。意見交換と協議を行う。
- 以前は「施設は児童をもっと里親宅に措置変更するべき」「施設は措置されれば一生懸命みる。措置変更は児相が主導するべき」というような議論が長年行われていたが、昨今は「里親と施設の相互理解と研鑽・協同」「実親の、里親委託の同意をいかにとるべきか」「長期間親と連絡がとれない際の、措置変更に係る法的な整理」などにテーマが変遷している。
- 里親宅の各戸訪問をしている。
- 訪問件数はH23年度実件数21件 H24年度実件数19件 全里親宅のうちまだ半数強の訪問に留まっており、増やすことが課題。
- 各里親宅で数時間、意向等を聞く。動機や切実な想い、家庭の歴史を聞くことは貴重な時間でありとても勉強になる。

養育里親研修事業

- ・養育里親（基礎・認定前）研修の実施
- ・H23年度37名 H24年度31名の受講
- ・講師は主に県内の、民間の児童福祉有識者が務めている。
- ・震災後、「自分にも何かできないか」との意向で受講される方が増えている。
- ・里親スキルアップ研修を年二回、全県対象で実施している。
- ・県内、県外の有識者に講師を依頼している。全国里親会副会長木ノ内博道氏、家庭養護促進協会岩崎美枝子氏、全国母子生活支援施設協議会会长大塩孝江氏など。今年度は全国里親会副会長御所伸之氏に依頼。

専門里親研修事業

- ・専門里親の認定研修、更新研修を母子愛育会に再委託している。

普及啓発事業

- ・啓発チラシを街頭キャンペーンで配布するとともに県・市町村福祉担当課、福祉関係機関に配布している。
- ・街頭キャンペーンには、里親会、施設、県・市町村福祉担当課などが参加する。

里親相互交流事業

- ・里親サロンを東部・中部・西部三ヵ所でそれぞれ二回以上実施している。（里親会独自でもサロンを行っている部会もある）
- ・里子養育に関する情報交換、不調にならないためのアドバイス、他愛もないおしゃべり、行政等への要望など、さまざまな話題で盛り上がる時間となっている。

県里親会事務局

- ・予算・決算、各種規程等例規の管理・運営
- ・総会、役員会の開催
- ・助成金のとりまとめ、各種大会参加のとりまとめ、各種通知・文書の送付、発出
- ・里親賠償責任保険の届出

養育里親継続事業

- ・里親登録後五年を経過した方の更新研修を実施。
- ・今年度は全県で6回開催。施設実習には県内6施設が協力。

全市町村里親配置促進事業

- ・現在里親がいない4町村を重点的に啓発活動を行い里親配置の促進を図る。体験談を講義する里親に交通費と日当を支払う。全中学校区に里親配置を目標。

里子派遣事業

- ・IFCO 2013大阪世界大会へ9名の里子を派遣した。

④ 鳥取県の里親委託の現状と特色

- ・里親委託率はH25.5月現在 22.8%（下表紙参照）全里親数はH25.9月現在74世帯。
- ・県は里親委託を積極的に推進している。
- ・特に県庁担当課は積極的であり、当所とも事細かい意見・情報交換を行っている。
- ・積極的な推進により委託率が増えているが、それについて里親宅一件に複数の児童を委託することによる不調、発達・情緒につまづきを持つ児童を専門里親でない里親に措置することによる不調など、問題も多くなっている。
- ・県庁担当課、各児童相談所、各施設、里親会は盛んな意見交換をしており、時にはシビアな局面もあるが、行政は「すぐに改善できることはすぐに取り組む」という姿勢を示しており里親も評価している。
- ・「家庭生活体験事業」という、施設入所児童が長期休暇・週末などに里親宅で家庭の生活を体験する事業という他県の「週末里親」のような事業がある。受け入れた里親には委託費用が支払われる。財源の問題で実施できる回数の限界があったが、より多くの児童が利用できるよう、県と里親会の協議により、今年度より委託費用を半額に引き下げた。子どもたちの「もうひとつの里帰り」として位置付けられている。
- ・以前は、個人情報保護の観点から各機関の情報共有について制約があったが、今年度より里親会、支援専門相談

員を配置する施設等「里親を支援する各機関」が鳥取県と里親委託推進事業実施契約を締結し「里親支援拠点」として位置付けられ、契約に基づく個人情報取扱いの取り決めにより、支援に必要な里親・里子の情報を共有できるようになった。現在、相談支援状況等を各機関で共有するフォーマットを策定中。

- 鳥取県の児童相談所（鳥取県は、東部・中部・西部の3か所）里親担当は、教職員が3年間出向することが習わし。以前は、業務の指導をこちらが受ける立場だったのが、徐々にこちらが助言をする局面も。
- 鳥取県里親会は、東部部会、中部部会、伯西部会と三部会に分かれており、平成21年度に、各部会の事務局業務が児相から里親に移管された。移管直後は、事務局業務の大変さに不満があったが、現在では各部会が独自性をもって主体的に活動を展開している。
- 里親委託等推進員を委託法人が雇用して委託先に配置している自治体は、当県を含め数か所しかない。

里親委託状況の推移及び里親委託率目標値

● 里親委託状況の推移

	H14年 (10/1)	H15年 (10/1)	H16年 (10/1)	H17年 (10/1)	H18年 (10/1)	H19年 (10/1)	H20年 (10/1)	H21年 (10/1)	H22年 (10/1)	H23年 (10/1)	H24年 (10/1)	H25年 (5/1)
里親登録数	53	46	50	62	64	66	72	63	65	61	66	72
年度内新規登録里親数	0	6	9	12	7	11	8	0	2	10	14	—
委託里親数	8	13	15	20	21	24	28	26	26	20	25	29
委託児童数(A)	10	18	21	25	29	37	41	37	36	33	49	60
専門里親数	—	3	7	9	11	12	11	9	11	13	13	13
措置児童数(B)※1	242	244	249	271	271	290	289	288	273	260	273	263
委託率(C:%)※2	4.1	7.4	8.4	9.2	10.7	12.8	14.2	12.8	13.2	12.7	17.9	22.8

※ 1 措置児童数：乳児院、児童養護施設への措置及び里親(ファミリーホーム含む)への委託児童数

※ 2 委託率：(A)/(B) × 100

● 里親委託率の目標値

国目標値：平成26年度末までに16%（平成21年度3月末現在 全国平均10.4%）

県目標値：平成24年度末までに20%

⑤ 里親支援専門相談員の取り組み

※ 平成24年4月5日付 雇児発0405第11号局長通知によって、「里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）」は、以下のように規定され、里親支援に取り組む児童養護施設及び乳児院に配置された。

1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワーカーの視点を有するものでなければならない。

4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓 (2) 里親候補者の週末里親等の調整 (3) 里親への研修 (4) 里親委託の推進
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談 (6) レスパイト・ケアの調整 (7) 里親サロンの運営
- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援 (9) アフターケアとしての相談

※ 「里親支援専門相談員」は、（里親支援）ソーシャルワーカーとして配置されたものであり、里親支援機関や児童相談所と一体的に活動することが求められる。「社会的養護の課題と将来像」の地域分散型グループホーム、ファミリーホーム促進や地域における要保護児童の掘り起こしから施設・里親への委託へつなげることも含めて、児童養護施設や乳児院、里親・ファミリーホームなど社会的養護を地域児童福祉の拠点として、ソーシャルワーク機能強化を図ろうとするものもある。児相や市町村窓口が虐待対応に追われ、要保護児童に十分な保護が届いていない

中で、最早、公的機関だけでは如何ともしがたく、民間施設の蓄積された養育機能、ソーシャルワーク機能や市民運動等と連携して、「施設と里親の連携による社会的養護の強化」を図ろうとするものである。

※ 鳥取こども学園における「里親支援専門相談員」の具体的活動状況は以下の通り

- ・所属はそれぞれ児童養護施設及び乳児院であり職員会やケース会議等所属の施設に参加するものの、日常的には園内の児童家庭支援センターの事務所で、2人の里親支援専門相談員は、センター職員3人、里親支援機関事業職員1.5人とチームを組んで活動している(計6人のソーシャルワーカー)。
- ・週一回、情短外来相談や通所、園内一時保護・ショートステイ担当者、保育所地域家庭支援センター担当者等と共に、ケースを中心とした連絡会を開催し、里親支援機関としては、全県下中学校区に里親を配置する目標を掲げている。又、市区町村の要対協の個別担当者会議に出席して具体的なケースに関わっている。
- ・2人の里親支援専門相談員は比較的若手だが、里親会のバザーや旅行等の催しに全面参加協力し、フットワークの軽さと真摯な態度で里親会・各里親と信頼関係を築いている。いわば「里親会メンバーの一員」として活動。
- ・H24年度より地域の普及啓発活動を里親会・各里親とタッグを組んで各地域の民生委員協議会の会合や地域の集まりに出掛けている。この取り組みが県の事業となり予算化され、今年度より、体験談の講義を行う里親に交通費と日当が支払われることになった。
- ・施設のスペースを拠点に里子交流の活動を盛んに行っている。(そうめん流し・料理対決・夏休み宿題会など)里親は付き添っても、付き添わなくてもよく、レスパイトの機能も果たしている。里親に好評であり、また、里子のグループ育成としても効果を上げており、里子グループが育つつある。
- ・園内保育所に通う児童と里親との交流を保育所職員、里親会と協同で、月例で行っている。工作やおやつ作りを企画し、里親と入所児童双方が楽しみあい、学び合うことが出来る貴重な機会となっている。

⑥ 支援機関事業ではないが、法人として力を入れていること

- ・「家庭生活体験事業」が制定される前から、里親に、無償ボランティアとして児童に家庭生活を体験させてもらっていた経緯と、その頃からの関係がある。
- ・法人の大きな行事(バザー・クリスマス祝会)には東部里親会や縁のある里親を招待している。バザーについては、里親が模擬店を企画したり、手伝ったりしている。
- ・里親サロンに場所を提供している。
- ・養育里親(基礎・認定前)研修・養育里親更新研修の講師を、法人の家庭支援専門相談員、児家セン所長、セラピストなどが務めている。

⑦ 配慮や工夫をしている点・難しさと今後の課題

- ・「行政とは違い、『支援』を全面に出すのではなく、里親に寄り添い、仲間に入れてもらい、ともに児童のために活動していくつもりで」「里親会や各里親に育ててもらうつもりで」行ってきた。
- ・開設当初は拒否・拒絶感や「里親は施設に支配されるのか」「施設がやるというならあんなことやこんなこと(小間使い的な)をやらせよう」という反応があった。
- ・しかし、催し物・事業の協同や、時にはシビアな意見交換、インフォーマルな相互交流(懇親会や共通の趣味など)を重ねるうちに関係が築けてきている。
- ・推進員自身の不調やバーンアウト経験を伝えたことで「お前も大変さを知っているのか」という反応があった。
- ・里親委託の推進に伴い、発達障害や愛着障害などを抱えている児童の委託も増えており、このことによる養育困難・不調も増えている。里親は経験則だけに頼らず、児童の特性を理解し養育する必要があり、支援者はそのことについての支援体制を真摯に考えなければならない。
- ・また支援者よりかなり年長の「子育てのベテラン」に対し養育の支援を行うには、専門性と知識を備えるより先に、ねぎらいといったわり、伴走者としての姿勢が必要と考える。
- ・「支援機関」という名前から、里親は「里親が楽になる」支援をイメージするが、業務の大半は、今まで行政が行っていた里親業務のアウトソーシングである。「専任であること」「異動がないこと」「民間であること」が強み。
- ・県や現場からは「里親を支援する各機関の管制塔」の役割を求められているが、1.5人の人員配置であることもあり、力が及んでいない。現在は、支援状況を集約するフォーマット作りに取り組むことに留まっている。
- ・各事業の業務は大変で、時間と労力を費やすが、しかし事務上で里親や他機関とのやりとりが多くあり、それらを丁寧に行うことで関係が築けてきた感がある。
- ・鳥取県が東西に長く、当所が東部に設置されているため、西部へ赴くことが少なくなりがち。意識して西部へ出向くようにしている

⑧ 平成24年度里親支援機関業務委託事業実績報告書

職員の配置

職名	常勤・非常勤	資格要件
里親委託等推進員	常勤	ウ
事務員兼相談員	非常勤	

(注) 資格要件には、下記の中から選び記号を記入。

- ア 大学において、人間関係学部（学科）、児童学部（学科）、社会福祉学部（学科）を卒業するなど、心理学、養育学及び社会学を創造的に履修して卒業した者
- イ 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること
- ウ 児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司、医師、保健師、助産師、看護師、教員、家庭裁判所調査官、少年院教官等の資格を有して3年以上児童福祉事業に従事した者
- エ ア～ウと同等以上の能力を有すると、協議により県が認める者

1 事業実績内容

(1) 里親委託促進事業

・里親委託等推進員の資質向上

1月30日～31日 平成24年度中国・四国地区児童家庭支援センター協議会総会・研修会に参加

5月26日～27日 中国地区里親大会（浜田ワシントンプラザ）に参加

・里親訪問 延べ件数：26件

実件数：19件（地区内訳：東部3件・中部2件・西部14件）

・里親委託等推進委員会の実施 第1回 8月 8日

第2回 2月20日

委員会出席者：鳥取県里親会各部会役員・鳥取県児童養護施設協議会各施設家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員・鳥取県児童福祉入所施設協議会会长・鳥取県里親業務担当者・里親支援とつとり

(2) 養育里親研修事業 ・養育里親（スキルアップ）研修の実施

・養育里親（基礎認定前）研修の実施

受講者：31名

研修の種類	実施日	研修の名称	
養育里親 (スキルアップ) 研修	10月23日	「母子生活支援施設から見た、要保護児童・要支援家庭の現状」 講師：母子生活支援施設「倉明園」施設長 大塩 孝江 氏 場所：倉吉体育文化会館 参加者数：29名	
	3月11日	「里親の悩みアラカルト～試し行動・告知・思春期～」 講師：家庭養護促進協会理事 岩崎 美枝子 氏 場所：倉吉未来中心 参加者数：31名	
養育里親 (基礎・認定前) 研修	7月 9日	第1回1日目 講義	場所：倉吉児童相談所
	7月12日	第1回2日目 施設講義	場所：因伯子供学園
	7月14日	第1回3日目 施設実習	場所：因伯子供学園
	9月25日	第2回1日目 講義	場所：福祉相談センター
	10月 2日	第2回2日目 施設講義	場所：鳥取こども学園
	10月 6日	第2回3日目 施設実習	場所：鳥取こども学園
	11月30日	第3回1日目 講義	場所：米子児童相談所
	12月 6日	第3回2日目 施設講義	場所：米子聖園ベビーホーム
	12月10日	第3回3日目 施設実習	場所：米子聖園ベビーホーム
	2月18日	第4回1日目 講義	場所：倉吉児童相談所
	2月22日	第4回2日目 施設講義	場所：因伯子供学園
	3月 2日	第4回3日目 施設実習	場所：因伯子供学園

(3) 専門里親研修事業

- 専門里親認定研修の実施

研修の種類	実施日	研修の名称
専門里親認定研修	7月 1日～10月31日	通信教育（3名）
	8月24日～26日	スクーリング（2名） 場所：東京 日本子ども家庭総合研究所
	9月 7日～ 9日	スクーリング（1名） 場所：京都 同志社大学
	1月7・8・9・10・11・ 12・13日	施設実習（1名）（延べ7日間）（一泊を伴う） 場所：米子聖園ベビーホーム
	2月10・12・15・16・19・ 20・22日	施設実習（1名）（延べ7日間）（一泊を伴う） 場所：光徳子供学園
専門里親更新研修	11月17日～18日	専門里親更新研修（3名） 場所：日本子ども家庭総合研究所
	1月26日～27日	専門里親更新研修（3名） 場所：日本子ども家庭総合研究所

(4) 普及啓発事業

- チラシ7650枚、カード入りティッシュペーパー1500個作成
- 県児童福祉関係機関・担当課にチラシ3000部送付
- 街頭キャンペーン 街頭にてチラシ3000部配布
実施日：10月13日 場所：東部 イオン鳥取北ショッピングセンター
中部 新あじそうパープル店 西部 イオン日吉津ショッピングセンター
参加者・人数：里親、県・市町村担当課職員、施設職員 44名
- 倉吉市小鴨公民館にて里親制度の講演会 実施日：7月20日 場所：倉吉市小鴨公民館
研修会参加者：25余名

(5) 里親相互交流事業

- 里親相談会（サロン）の開催

地区	実施日	場所	参加人数
東部	5月30日	鳥取こども学園	8名
	6月27日	鳥取こども学園	7名
	9月20日	鳥取こども学園	8名
	10月31日	鳥取こども学園	8名
	11月29日	鳥取こども学園	8名
	12月 4日	鳥取こども学園	8名
	12月 4日	炉端焼店「かば」	14名
	1月18日	鳥取こども学園	8名
	2月21日	鳥取こども学園	8名
	3月 6日	鳥取こども学園	8名
中部	6月23日	トマトの会	9名
	9月28日	トマトの会	10名
	11月23日	トマトの会	12名
西部	7月 7日	米子児童相談所	20名
	9月 1日	米子児童相談所	20名
	12月 1日	米子聖園ベビーホーム	18名
	1月18日	魚ろばた海座	20名